### 国・県等における諸制度の新設、改正・運用等

# I. 国土交通省の入札・契約制度等改正の概要

平成30年4月1日から適用する主な事項

○国土交通省土木工事積算基準改定

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、建設現場の生産性向上を図る i-Construction を推進しており、平成 30 年度は改正品確法の基本理念等に則るとともに、週休 2日の確保に取り組める環境の充実や i-Construction の更なる推進等を図る観点から最新の実態を踏まえ、土木工事積算基準を改定。

- 1. 働き方改革に取り組める環境整備
  - (1)週休2日に取り組む際の必要経費の計上
    - ・週休2日等の現場閉所の状況に応じて、経費の補正を行う。
    - ・新たに労務費、機械経費(賃料)を補正の対象とするとともに、間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の補正係数を引き上げる。
- 2. i-Constructionの更なる拡大に向けた基準の新設
  - (1) I C T 土工積算基準の改定

ICT建設機械の使用実態を踏まえた積算(変更)が可能となるよう、ICT建設機械と通常建設機械の歩掛を現場ごとの使用状況に応じて積算(変更)する方法に改定。

(2) I C T 浚渫工 (河川) 積算基準の新設

I C T を取り入れた技術により生産性向上を図るため、「I C T 浚渫工(河川)」を導入し積算基準を新設。

- 3. 品確法を踏まえた積算基準の改定
  - (1)一般管理費等率の改定

研究開発費用等の本社経費の最新の実態を踏まえ、一般管理費等率を改定。 (2)小規模施工の区分の新設

土工(掘削)において、現行の施工土量 50,000 ㎡による区分に加え、小規模 (10,000 ㎡未満) の区分を新たに設定。

(3)交通誘導警備員の計上方法の改定

交替要員が必要な工事において、割増係数による積み上げを廃止し、配置 人員(交通誘導警備員+交替要員)を必要日数計上する積算に改定。

(4)市場単価の一部廃止

市場単価3工種(①コンクリートブロック積工 ②橋梁塗装工 ③構造物とりこわし)については、取引の実態から市場単価方式を廃止し、「土木工事標準単価」((一財)物価調査会及び(一財)経済調査会の設定歩掛の平均)に移行。

(5)十木工事標準歩掛の改定

- ·新規制定(2工種)
- ・日当たり施工量、労務、資機材等の改定(7工種)
- 建設機械等損料算定表の改定
- (6)施工パッケージ関係
  - ・日当たり施工量、労務、資機材等の改定(10工種)
  - ・設計値に応じた積算が可能となる標準単価設定方法への改定(舗装関係3工種)

# Ⅱ. 新潟県の入札・契約制度等改正の概要

平成30年4月1日から適用する事項

- ○現場代理人の常駐義務の緩和措置の継続(適用期間:平成31年3月31日まで)
- 1. 現場代理人の兼任
  - (1)同一の地域振興局管内で兼任を認める工事の当初契約金額の合計を 7,000 万円未満までとする。
  - (2)現場代理人の兼任を認める工事の件数を5件までとする。
- 2. 工事期間中の「常駐を免除することができる期間」の設定

下記の(1)~(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。(ただし、常駐を免除する具体的な期間については、請負契約締結後に監督員と現場代理人により工事打合簿において定める。)

- (1)契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2)建設工事請負基準約款第 21 条第1項又は第2項の規定により、工事の全部 の施工を一時中止している期間
- (3)橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工 場製作のみが行われている期間
- (4)現場が完了(受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること) し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除することができると発注所属長が認めた期間
- ○総合評価落札方式の改正について
  - (1)主な改正内容
    - ①「技術者の能力」の評価基準の変更
      - ・主任(監理)技術者が保持する資格について、評価基準の見直しを行う。
      - ・技術士資格を保有する場合を上位区分に変更し、2 級資格については、 加点対象としない。
    - ②「継続教育 (CPD) の取組状況」の評価基準の変更
      - ・「建設系 C P D 協議会」に加盟している団体及び、公告、指名通知で示す 団体が証明した取得単位を評価の対象とし、前年度取得単位を登録認定 団体毎の年間推奨単位で除した値で評価する。

# (参考) 評価対象団体の推奨単位(抜粋)

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット/年

(公社) 日本技術士会 50 C P D 時間/年

(公社) 地盤工学会 50 ポイント/年

(公社) 土木学会 50 単位/年

(公社) 日本建築士会連合会 12 単位/年

(公財) 建築技術教育普及センター 12 認定時間/年

(公社) 農業農村工学会 50 C P D / 年

# ③主任(監理)技術者を交代する際の要件変更

・配置予定技術者が配置できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施 要領の考査項目「総合評価履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を 行う。ただし、真にやむを得ない場合等により途中交代する際に、配置予 定技術者の評価(「担い手育成」を除く)と同等以上の技術者を配置する 場合は減点を行わない。また、産前産後休業・育児休業<u>又は介護休業</u>によ り途中交代する際は、交代する技術者の評価に関わらず減点を行わない。

- ④入札参加資格及び総合評価落札方式において、介護休業を評価対象に加算
  - ・ワーク・ライフ・バランスの推進、県発注工事での不利益の是正のため に、介護休業期間を評価対象期間に加算する。

### ○「県内調達に関する手続き」の変更

・県内企業の振興、地域経済活性化を図る観点から、設計額 2,500 千円以上の工事について、受注者に「県内企業の下請優先採用」「県内資材の優先使用」を要請し、設計書に「県内調達に係る特記仕様書」を添付することとし、「県内調達報告書」の提出時期を工事完了後から工事着手前に変更する。

# ○CALSシステムの運用について

#### (1)適用対象

#### ①土木部 (継続)

・当初設計額 1,000 万円以上の工事は対象とする。但し、2,500 万円未満 工事及び地域保全型工事への適用については、受注者の選択制(受注後 に申し出)とする。

## ②農地部 (継続)

・当初設計額 1,000 万円以上の工事は対象とする。ただし、耕地災害復旧 事業は対象外とする。

#### ○社会保険等未加入建設業者との下請契約の制限について

・県発注工事における社会保険等(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)未加入対策を強化するため、原則、受注者は社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととする。(適用日は平成30年7月1日以降に新たに契約を締結する建設工事)